

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市条例第 7 号

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 14 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 14 条の 3 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第 2 号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第 18 条の 6 中「66 万円」を「67 万円」に改める。

第 18 条の 6 の 6 第 1 項第 3 号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第 18 条の 12 の次に次の 5 条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第 18 条の 13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第

22 条、第 22 条の 3、第 22 条の 4 及び第 22 条の 5 の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第 22 条の 5 に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第 27 条第 1 項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第 18 条の 14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)に

つき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第 18 条の 15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第 18 条の 16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第 18 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の 100 分の 50 に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 35 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18 歳以上被保険者均等割 第 18 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における 18 歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の17 第18条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第20条第4項中「次条」を「第21条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(普通徴収に係る保険料の前納に係る納期)

第20条の2 前条第1項の規定にかかわらず、地方税法第318条の規定により個人の市民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯(以下「世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯」という。)においては、普通徴収に係る保険料の納期は、前条第1項に掲げる第1期とする。ただし、市長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合においては、当該世帯における普通徴収に係る保険料の納期は、前条第1項に掲げる納期とする。

- 2 前条第4項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期について、前条第1項に掲げる期間のうち、当該算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間を納期と定め、これを通知しなければならない。ただし、市長において、当該世帯において特別の事情があると認める場合は、当該世帯に係る普通徴収に係る保険料の納期について、前条第4項の規定に基づきこれを定め、通知するものとする。

第21条第1項中「第18条の6の3」の次に「若しくは第18条の14」を、「第22条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を、「第22条の3第1項(同条第3項)の次に「又は

第 4 項」を加え、「第 18 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 22 条の 3 第 4 項第 1 号（同条第 6 項」を「額、同条第 5 項（同条第 7 項又は第 8 項）」に、「第 22 条の 4 第 1 項各号（同条第 3 項又は第 4 項）」を「第 22 条の 4 第 1 項各号（同条第 3 項から第 5 項まで）」に、「若しくは同条第 5 項各号（同条第 7 項又は第 8 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」を「、同条第 6 項各号（同条第 8 項から第 10 項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第 22 条の 5 第 1 項に定める額」に、「月割」を「月割り」に改め、同条第 2 項中「若しくは第 18 条の 6 の 3 の額若しくは第 18 条の 8 の額又は第 22 条第 1 項各号に定める額」を「、第 18 条の 6 の 3、第 18 条の 8 若しくは第 18 条の 14 の額又は第 22 条第 1 項各号に定める額若しくは同条第 5 項各号に定める額」に、「第 18 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 22 条の 3 第 4 項第 1 号」を「額、同条第 5 項」に、「若しくは同条第 5 項各号に定める額」を「、同条第 6 項各号に定める額若しくは第 22 条の 5 第 1 項に定める額」に改める。

第 22 条第 1 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同項第 1 号中「発生した場合には」を「発生した場合には、」に改め、「第 3 号」の次に「並びに第 5 項」を加え、同項第 2 号中「30 万 5,000 円」を「31 万円」に改め、同項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に、「場合には」を「場合には、」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第 18 条の 14 の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）とする。

(1) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世

帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

- (2) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 31 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

- (3) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減

じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に 57 万円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

- 6 第 18 条の 16 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、第 18 条の 16 第 2 項及び第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第 22 条の 2 中「及び前条第 1 項」を「、第 18 条の 6 の 4、第 18 条の 9 及び第 18 条の 15 並びに前条第 1 項 (同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。) 及び同条第 5 項」に改める。

第 22 条の 3 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、「第 18 条の 6 の 6」との次に「、「第 22 条第 1 項各号」とあるのは「第 22 条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号」と」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項第 2 号中「第 1 号」を「前号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 16」と、第 2 項中「第 18 条第 3 項」とあるのは「第 18 条の 16 第 3 項」

と読み替えるものとする。

第 22 条の 3 に次の 1 項を加える。

- 8 第 5 項及び第 6 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 16」と、「第 22 条第 1 項各号」とあるのは「第 22 条第 5 項各号」と、第 6 項中「第 18 条第 3 項」とあるのは「第 18 条の 16 第 3 項」と読み替えるものとする。

第 22 条の 4 第 1 項中「第 29 条の 7 第 5 項第 8 号」を「第 29 条の 7 第 6 項第 8 号」に、「66 万円」を「67 万円」に、「第 5 項に」を「第 6 項に」に改め、同項第 1 号中「第 32 条の 10 の 2」を「第 32 条の 10 の 3」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条第 8 項中「第 5 項」を「第 6 項」に、「第 6 項」を「第 7 項」に、「66 万円」を「67 万円」に改め、「「17 万円」と」の次に「、「第 22 条第 1 項各号」とあるのは「第 22 条第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号」と」を加え、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「第 5 項」を「第 6 項」に、「66 万円」を「67 万円」に改め、「「26 万円」と」の次に「、「第 22 条第 1 項各号」とあるのは「第 22 条第 3 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号」と」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、同条第 5 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項及び第 2 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 14」と、「67 万円」とあるのは「3 万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び 18 歳以上被保険者均等割」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 16」と読み替えるものとする。

第 22 条の 4 に次の 1 項を加える。

- 10 第 6 項及び第 7 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 6 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 18 条の 14」と、「67 万円」とあるのは「3 万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び 18 歳以上被保険者均等割」と、「第 22 条第 1 項各号」とあるのは「第 22 条第 5 項各号」と、第 7 項中「第 18 条」とある

のは「第 18 条の 16」と読み替えるものとする。

第 22 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第 22 条の 5 当該年度において、その世帯に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第 18 条の 16 の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第 22 条第 5 項、第 22 条の 3 第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第 8 項の規定により読み替えられた同条第 5 項又は前条第 5 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第 10 項の規定により読み替えられた同条第 6 項に規定する基準に従い当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第 18 条の 16 第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 18 条の 16 第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 14 条の 2、第 18 条の 6、第 18 条の 13 から第 18 条の 17 まで、第 20 条、第 20 条の 2 及び第 21 条から第 22 条の 5 までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。